

議案第五十号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

令和八年九月二十四日

港区教育委員会

令和8年9月24日
教育委員会議案資料 No. 2

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成十二年港区教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「事業所得その他の収入の合計額が年額百三十万円以上」の下に「（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで）の間にある者にあつては、年額百五十万円以上」を加える。

付 則

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

2 令和八年十月一日から令和九年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則第七条第二項第一号の規定の適用については、同号中「にある者」とあるのは、「にある者（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和六年同条例第四〇号）付則第九項に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を除く。）とする。

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則新旧対照表（案）	
改正案	現行
（前略） （扶養親族の認定等） 第七条（略） 2 前項の場合において、教育委員会は、次に掲げる者を条例第十一条第二項に規定する扶養親族として認定することができない。 一 その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額百三十万円以上（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）である者 二（略） 3・4（略） （後略） 付則 1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。	（前略） （扶養親族の認定等） 第七条（略） 2 前項の場合において、教育委員会は、次に掲げる者を条例第十一条第二項に規定する扶養親族として認定することができない。 一 その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額が年額百三十万円以上である者 二（略） 3・4（略） （後略）

2 令和八年十月一日から令和九年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則第七条第二項第一号の規定の適用については、同号中「にある者」とあるのは、「にある者（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和六年同条例第四〇号）付則第九項に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を除く。）」とする。

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

審議内容

港区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則に規定する扶養手当について扶養親族の認定要件を改正します。

1 概要

扶養手当の認定要件となる扶養親族の収入限度額について、大学生年代（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）の扶養親族にあつては、年額130万円未満から年額150万円未満に引き上げる改正を行います。

ただし、令和8年10月1日から令和9年3月31日までの間において、扶養親族が令和6年度に改正した「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」付則第9項に定める配偶者又はパートナーシップ関係の相手方である場合は、この改正は適用しないこととします。

○大学生年代（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）の扶養親族

現 行	改正後
年間 130 万円未満	年間 150 万円未満

2 施行期日

令和8年10月1日